

亀山市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第8号

亀山市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

第1条 亀山市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年亀山市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「第4号から第6号まで」を「第3号から第5号まで」に改める。

第26条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第28条ただし書中「第3号」を「第2号」に改める。

別表第1中

1 報酬	支出決定のとき。	支出しようとする当該期間の額	報酬支給調書	
2 給料	支出決定のとき。	支出しようとする当該期間の額	給料支給調書	
3 職員手当	支出決定のとき。	支出しようとする額	手当支給調書及び各々の手当を支給すべき事実の発生を証明する書類	

を

1 報酬	会計年度 任用職員 以外の職員	支出決定 のとき。	支出しよう とする当該 期間の額	報酬支給調 書	
	会計年度 任用職員	支出決定 のとき。	支出しよう とする当該 期間の額	発令通知書 兼勤務条件 通知書又は 勤務条件変 更（更新） 通知書（変 更（更新） した場合に 限る。）、 支給明細書 及び報酬調 書	
2 給料		支出決定 のとき。	支出しよう とする当該 期間の額	給料支給調 書	
3 職員 手当	会計年度 任用職員 以外の職員	支出決定 のとき。	支出しよう とする額	手当支給調 書及び各々 の手当を支 給すべき事 実の発生を 証明する書 類	
	会計年度 任用職員	支出決定 のとき。	支出しよう とする当該 期間の額	発令通知書 兼勤務条件 通知書又は 勤務条件変 更（更新） 通知書（変 更（更新） した場合に 限る。）、 支給明細書 及び報酬調 書	

に、

7	賃金	雇入れのとき。 (支出決定のとき。)	賃金単価、 雇用人員及び雇用期間の積算額 (支出しようとする額)	雇入決議書及び賃金支給調書 (任用通知書(更新の場合に限る。))及び賃金調書)	長期雇用職員賃金については、括弧書によることができる。
8	報償費	支出決定のとき。	支出しようとする額	支給調書	物品の場合は、11の項の需用費に準ずる。
9	旅費	支出決定のとき。	支出しようとする額	出張命令書、請求書、旅行依頼書又は支給調書	

を

7	削除				
8	報償費	支出決定のとき。	支出しようとする額	支給調書	物品の場合は、11の項の需用費に準ずる。
9	旅費	会計年度任用職員以外の職員	支出決定のとき。	支出しようとする額	出張命令書、請求書、旅行依頼書又は支給調書
		会計年度任用職員	支出決定のとき。	支出しようとする当該期間の額	発令通知書兼勤務条件通知書又は勤務条件変更(更新)通知書(変更(更新)した場合に限る。)、支給明細書及び報酬調書

に

改める。

第2条 亀山市予算の編成及び執行に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定

は令和3年4月1日から施行する。